

秋田県知事 佐 竹 敬 久 様

2020年6月25日
日本共産党秋田県委員会
委員長 米田吉正
県議会議員 加賀屋千鶴子

新型コロナウイルス感染症対策第3次申し入れ書

知事をはじめ県職員のみなさんが、新型コロナウイルス感染症防止対策で県民の命と暮らし、地域経済を守るために献身的に取り組まれていることに心から敬意を申し上げます。

4月16日に全国に発せられた緊急事態宣言が、5月25日に全都道府県の解除となり、収束に向かっているかに見えますが、国際的にはなお猛威を振るい感染者数910万人、死者48万人あまりで、国内では東京都、北九州市の感染は収まっていません。

新型コロナウイルス感染の「第二波」に向け、国内外のこれまでの取り組みを検証し、万全の体制を整えることは、国民・県民の命と暮らしを預かる行政の責務です。国の第二次補正予算を積極的に活用し、県としてさらなる医療・検査の強化、県民の暮らしと雇用を守り、事業者、文化活動の抜本的支援強化をはかれるよう別紙のとおり、申し入れます。

医療・福祉関連

- ①感染症の検査体制を抜本的に強化し、無症状者を含め検査対象を拡大することで、先手で感染拡大を防止すること。
感染を早期に発見し、適切な治療・隔離を行う体制、設備を強化すること。
広島、岩手、愛知など18道県の知事が「受動的な検査から感染者の早期発見・調査・入院等による積極的感染拡大防止戦略への転換」を緊急提言しています。
- ②医師が必要と認める患者のPCR検査を徹底すること。
- ③感染症病床を国の試算基準まで引き上げること。
- ④院内感染の防止対策を徹底し、医療従事者の健康を守る態勢を強化すること。
- ⑤医療、介護、障害、保育現場の安心と安全確保のため、従事者と入院患者・入所者の検査を定期的に実施すること。
こうした職場では3密なしでは仕事にならない。
- ⑥診療所・病院・歯科診療所・眼科・耳鼻科などの減収、または負担増に対する補償を政府に強く要請すること。
また、県としても調査、相談を実施し、何らかの支援を検討すること。
政府の専門家会議でも、経営難による医療崩壊の危惧が指摘されています。地域の診療所、病院が倒産・閉鎖されては県民の命も健康も守れなくなります。
- ⑦政府の公立・公的病院の再編統合計画を撤回させること。県の地域医療構想を見直し、医療の充実強化をはかること。
エボラ出血熱、エイズ、SARS、MERS、新型コロナウイルスなど毎年のように新興感染症が発見されています。コロナ感染症も医療体制の脆弱な体制が感染を広げています。
- ⑧民間病院の発熱外来、開業医への感染防止対策への財政支援を行うこと。
- ⑨医療用マスク、フェイスシールドなど医療資材の確保に努め第2波、第3波時の対応をすること。
- ⑩高齢者・介護施設・障がい者施設での感染防止対策を徹底すること。マスク、消毒液等を優先的に配布し、感染対策の指針、マニュアルを作成し、徹底すること。
- ⑪政府に、介護・高齢者施設・障がい者施設での感染症対策の経費・サービスなどの縮小・中止による減収分を補てんするよう要請すること。

学校・教育関連

- ①学習の遅れと、格差是正のためには、子ども一人一人に丁寧に教えること。学習が遅れた子どもへの個別の手当ても講じること。
- ②政府に教員の大幅な加配を求めるとともに、学習支援員を増やすこと。
例年の学習を取り戻すためにと、土曜日授業、夏休みや学校行事の削減、長時間授業の詰め込みでは子どもたちに新たなストレスをもたらし、子どもの成長をゆがめ、学力差をさらに広げることになりかねません。
- ③空き教室の利用をはかることなど、校内の3密を防ぐための徹底をはかること。
少人数学習、3密を防ぐには教職員の増員は欠かせません。
- ④学校の感染症対策、毎日の消毒、清掃、健康チェックは教員の負担となら

- ないよう、臨時職員を配置して対応すること。
- ⑤近年地球温暖化による気候変動は県内においても暑い日が連続している。夏休みも少なくなる中で、子どもの健康と学習への集中という観点からも教室へのエアコン設置を行うこと。
政府にエアコン設置の特別交付金を求め、市町村に対して県としても財政支援を講じ、すべての小・中・高の教室に設置すること。
 - ⑥国際教養大、県立大など大学生の授業料免除、減額を行うこと。
 - ⑦県内に留学している外国人学生への支援策を講じること。
市町村では独自に市町村出身学生に、10万円、5万円の給付を行っている。

雇用・労働関連

- ①解雇、雇止めを回避するため、事業者・企業訪問を行い、制度の周知や相談を積極的におこなうこと。
祭りや、イベントの中止、県外移動の自粛などで特にホテル、旅館など宿泊業の閉鎖、倒産がおこっている。政府に雇用調整金・事業持続化給付金の早期支給、数度の給付を要請するとともに、事業者、企業に制度の周知をはかり、安易に事業閉鎖しないようにする必要があります。

経営・事業者関連

- ①市町村で実施している減収事業者を対象とした給付金に対し県として1/2補助を行うこと。
- ②運転代行事業者へ損失補償を行うこと。
- ③「家賃補助」について、売り上げ50%以上減少、5月移行対象を緩和するよう要請し、借地料も対象とするよう要請すること。
- ④子牛価格、枝肉価格が下落している。政府に支援を要請するとともに、県独自の支援を行うこと。
- ⑤売り上げ減少は、野菜、米、果樹にも及んでいる。県は実態調査を行い、業種、品種の差なく支援を行うこと。

その他

- ①市町村が実施している子育て世帯への臨時給付金は県が1/2補助を行うこと。
- ②緊急小口融資（緊急生活資金）と特例貸付の返済免除を行うよう、政府に要請すること。
- ③生活保護申請は、困窮者のセーフティーネットであり、国民の権利であることを徹底すること。
- ④国保税の減免・傷病手当の支給など徹底すること。
- ⑤固定資産税など各種税の徴収猶予だけでなく、減免を行うこと。
周知をはかること。
- ⑥文化芸能の継続を図るため、大小問わずグループ・団体への支援を行うこと。